

体罰等によらない子育てのために（素案）

令和●年●月

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」

目次

I	はじめに	3
1	「体罰のない」子どもの権利が守られる社会へ	3
2	体罰は「やむを得ない」のか.....	3
3	体罰等によらない子育てを社会で応援.....	4
II	しつけと体罰は何が違うのか	5
1	しつけと体罰の関係	5
2	体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為	6
III	なぜ体罰等をしてはいけないのか	9
1	体罰等が子どもに与える悪影響	9
2	子どもが持っている権利.....	9
3	体罰等による悪循環	10
IV	体罰等によらない子育てのために.....	11
1	体罰等をしてしまう背景.....	11
2	具体的な工夫のポイント.....	11
	（1）子どもとの接し方のポイント	12
	（2）親自身のポイント.....	13
3	一人で抱え込まない	15
V	おわりに.....	17
	体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿	18
	<文末脚注>	19

I はじめに

1 「体罰のない」子どもの権利が守られる社会へ

- 児童相談所への児童虐待の相談件数も増加の一途を辿っており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るなどの重篤な結果につながるものもあります。
- 我が国においては、「しつけのために子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在します。そうしたしつけの名のもとに行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。
- 国際的な動きを見ると、世界で最初に1979年にスウェーデンが体罰を禁止して以降、1990年に発効した児童の権利に関する条約に基づき、58か国(2019年10月末現在)が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。我が国も、1994年に児童の権利に関する条約を批准し、条約に基づき設置された国連児童の権利委員会から、1998年から数回にわたり、体罰禁止の法制化とともに啓発キャンペーン等を行うべきとの見解が示されてきました。
- こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されます。
- 法律の施行を踏まえ、体罰のない子どもの権利が守られる社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体で取り組んで行かなくてはなりません。

2 体罰は「やむを得ない」のか

- 子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラした時に、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。本当に体罰をしなくてはいけないのか、もう一度考える必要があります。
- 「何度言ってもいうことを聞かない」、「痛みを伴う方が理解をする」、

「自分もそうして育てられた」など、体罰を容認する意見は未だに存在します。

- しかし、体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖等によって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達等に悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。また、全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

3 体罰等によらない子育てを社会で応援

- 今回の法改正による体罰禁止は、保護者が、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を支配するのではなく、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の親に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組の一環です。
- このとりまとめでは、体罰禁止に関する考え方等を普及し、体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、子育てに悩んだときに支援につながることを目的としています。子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方に読んでいただくことを想定しています。
- また、各地方自治体等においては、このとりまとめをもとに、全ての人に、わかりやすく周知・広報いただきたいと考えています。体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めていきましょう。

Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか

1 しつけと体罰の関係

- 親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務がありますⁱⁱ。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「理想の子どもに育てよう」、「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」といった思いから、ときには、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。
- しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されますⁱⁱⁱ。これは保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたものです。
- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です^{iv}。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすれば良いのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

◎ こんなことしてしまっていないですか

- ・ 口で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった

→ これらは全て体罰です。

- ただし、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手を掴む等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）は、

体罰には該当しません。

- なお、親権者以外の監護・教育をする権利を持たない者については、そもそも体罰は当然に許されない行為であり、全ての人について体罰は許されないこととなります。

2 体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為

- 体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）などについても虐待として禁止されています^v。
- 加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健全な成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

◎ こんなことしてしまいませんか

- ・ 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
 - ・ やる気を出させるために、きょうだいを引き合いにしてダメ出しや無視をした
- 子どもの心を傷つける行為です。

参考：虐待の定義

●身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

●性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

●ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない（子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く）。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

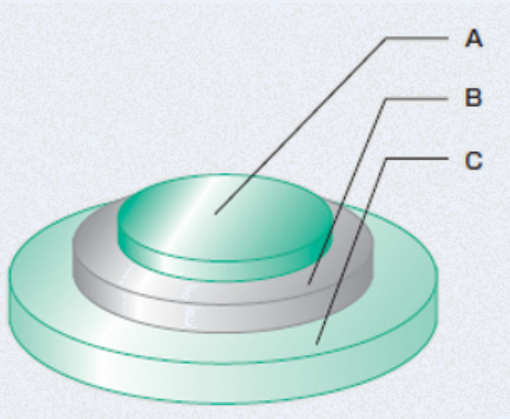
●心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、児童虐待を行う。 など

出典・参考：厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

【コラム】： マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。



【A（要保護）】 レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護を要するレベル

【B（要支援）】 イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル

【C（要観察）】 グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関等（児童相談所、福祉事務所、市区町村、学校等）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル

例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せておき、買い物をする」や「高層マンションのベランダに踏み台となるような物が置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」等の行為も含まれます。

A（要保護）、B（要支援）のレベルだけでなく、C（要観察）のレベルまで含めたものがマルトリートメントの概念です。

出典：文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか

1 体罰等が子どもに与える悪影響

- 体罰等は子どもの成長、発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、子どものときに辛い体験をした人は、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。
- 例えば、保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「1つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほどリスクは高まると指摘する調査研究もあります¹。
- また、手の平で身体を叩く等の体罰を行うと、親子関係が悪化したり、周りの人を傷つけるなどの反社会的な行動が増加したり、感情的に切れやすく攻撃性が強くなったりするなど、有害な結果と関連することも明らかになり、また、それらの有害さは、虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似しているとする研究結果も示されています²。
- このように、虐待や体罰、暴言によるトラウマ体験は、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。一方で、その後の周囲の人々の支援や適切な関わりにより、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長することも報告されています³。社会全体で子どもが安心できる環境を整え、早期に必要なケアを行うことが重要と言えます。

2 子どもが持っている権利

- 全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られることが、

¹ 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

² ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結末：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

³ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「シンポジウム子どもに対する体罰等の禁止に向けて」2017

権利として保障されています。保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています^{vi}。

- また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています^{vii}。
- 1990年に発効し、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力や不当な取扱い等を防ぐための措置を講ずることとされています^{viii}。子どもへの暴力は子どもの持つ様々な権利の侵害につながることから、日本でも法律で児童虐待等を禁止しています。
- これらの法律や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長・発達するためには、体罰等によらない子育てを推進していくことが必要です。

3 体罰等による悪循環

- 子育てをしていると子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。もし、叩いたり怒鳴ったりして子どもが言うことを聞いたとしても、それは恐怖等により子どもをコントロールしているだけです。子どもはその行為をやめる、または親の言うとおりにするだけで、どうしたらいいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。
- また、保護者の行動は子どもにとってのモデルになります。親が子どもを叩いたり怒鳴ったりすると、子どもは他人に対して同じようなことをしてしまうかもしれません。「悪いことを身をもって覚えさせる」という行為は、子どもが暴力を学ぶきっかけになってしまいます。
- 何よりも、子どもが親に恐怖等を持つと、信頼関係を築きにくくなり、子どもがSOSを伝えられなくなります。悩みを相談したり、心配事を打ち明けられないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまう可能性があります。

IV 体罰等によらない子育てのために

1 体罰等をしてしまう背景

- 体罰等をしてしまう保護者も様々な悩みを抱えています。
 - ・ 一生懸命子どもに向き合っているのにいつまでも泣き止まない
 - ・ 口で何度言っても言うことを聞かない、動いてくれない
 - ・ 自分自身も育児や仕事、介護、家族関係等でストレスが溜まっている
 - ・ 周囲に相談したり頼りにできる人がいない
 - ・ 痛みを伴わないと他人の痛みが理解できないのではないかという考え方を持っている
- この他にも、「愛情があれば叩いても理解してくれる」、「自分自身もそうやって育ってきた」、「大人としてなめられてはいけない」といった声も聞かれます。
- 体罰等はよくないと頭では分かっているけど、イライラしてつい手をあげてしまう、といったこともあります。また、手の甲やお尻を叩くくらいなら許されるのではないかといった考えもあります。
- 日常生活の中で、子どもが思ったとおりに行動してくれなかった時に、短期的に言うことを聞かせるための手段の一つとして、しばしば体罰が用いられています⁴。

2 具体的な工夫のポイント

- 体罰等を使わないようにしようと思っても、子どもが言うことを聞いてくれず、イライラすることがあります。そのようなときは、以下の主なポイントをヒントにして心がけながら、子どもに向き合しましょう。

⁴ 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」2018 同報告書によると、しつけのために子どもを叩くことを容認する回答者12,008人のうち、子どもを叩く理由として、「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が42.8%、「その場ですぐに問題行動をやめさせるため」が23.6%、「痛みを伴う方が、子どもが理解すると思うから」20.6%であった。

(1) 子どもとの接し方のポイント

①子どもの気持ちを受け止める、気持ちや考えを聞く

子どもは受け止められることで、自分が親から大切にされていることを感じます。まずは、子どもの気持ちを、受け止めましょう。「イヤだ」と言うのも子どもの気持ちです。そのような感情を持つこと自体はいけないことではありません。

また、好ましい行動を一方向的に子どもに指示するのではなく、気持ちを受け止めた上で、子どもに問いかけ、どうしたらよいのかを一緒に考えましょう。年齢や成長・発達などに応じて、子どもの気持ちや考えを聞くことが大切です。

②行動に注目して、肯定的・具体的に話す

子どもに伝わりやすい方法・内容で説明しましょう。「走らない！」と怒鳴りつけるのではなく、「歩きましょう」など、肯定的でわかりやすい声掛けをしましょう。また、子どもに指示などを伝える時には、「CCQ」(Calm: 穏やかに、Close: 近づいて、Quiet: 落ち着いた声で)を心がけましょう。指示を受け入れやすくするには、予告したり、選択肢を示すといった方法があります。

③良いこと、望ましいことをしたら褒める

子どもが良いことをしたら、すぐに褒めることが、子どもの自信や望ましい行動につながります。結果だけではなく、頑張りを認めましょう。肯定的な注目は、子どもの自己肯定感を育みます。

<褒め方のコツ>

- ・ 何を褒めたのか分かるように、具体的に褒める
- ・ すぐに褒める
- ・ 最終的なゴールに到達していなくても、今できているところに注目して褒める
- ・ 褒める側の思いを伝える
- ・ 注意して行動が修正されていたり、修正しようという努力が見られたりしたら、すかさず本人の努力を褒める

④一緒にする、リハーサルをする、お手本になる

子どもが片づけをしない場合など、「一緒に片づけよう」と行動を共にして方法を見せるのも効果的です。静かにしていなくてはならない場所に行く場合は、小さな声で話す練習をしてみるなども一つの方法です。

また、あいさつなどは日ごろの家族のコミュニケーションから学びます。相手へのあいさつを強要する前に、家族の中で「おはようございます」「ありがとう」などを言い合う環境づくりを意識しましょう。

⑤注意をそらす、モチベーションをあげる

子どもが困った行動に固執してしまう場合は、気持ちを切り替えるのに時間がかかっている場合もあります。時間的に可能なら、待つことで子ども自身が気持ちを切り替えることができるかもしれません。難しければ、場面を切り替えて（家の中で泣いているなら、外に散歩に出てみる等）気分を変えることも有効です。

「片づけをしない」「課題に取り組まない」などは、モチベーションを上げる関わりも効果的です。「歌を歌っている間に片づけてみよう」「大好きな魚について調べてみよう」など、楽しく取り組める工夫を子どもと相談してみましよう。

(2) 親自身のポイント

①環境を整える

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ！」と叱らないで済む環境作りを心がけましょう。忘れ物が多い場合には、忘れ物をしないようにするにはどうしたらいいのかを相談し、可視化する（持ち物リストを作る、できたらシールを貼る等）ことも効果的です。

困った行動をする場合、子ども自身が困っていることもあります。子どもとコミュニケーションを取り、困りごとをひも解いてみましょう。

例えば片づけをしない場合、何をどこに片づけるかをわかりやすく明確にしましょう。子どもが自分で片づけやすいように環境を整える工夫も大切です。

②発達段階を理解する

子どもが身の回りのことをできるように促したり、学びなどを養育者がサポートしたり応援することは大事です。それぞれの子どもの成長発達段階を理解し、声掛けをしましょう。きょうだいや周囲の子と比べて批判したり、成長・発達に見合わない課題を押し付けたりしないようにしましょう。

③家事の分担、時間の使い方などを見直す

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族で家事を分担したり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労を相談するなど、親自身がSOSを出すことが大切です。

1日の時間の使い方も、工夫してみましょう。朝の時間が忙しくてイライラしてしまう場合は、夜に回せるものがないか、パートナーや親子で協力できることはないかなど、相談しましょう。

④クールダウンの方法を見つける

「イヤじゃないでしょ!」「なぜできないの!」などは、ストレスの爆発です。怒鳴りつける、叩くなどして、子どもにぶつけないように、まず、ストレスの爆発を防ぎましょう。

時間や心に余裕がないときは、イライラが爆発する前にクールダウンするための自分なりの方法を見つけておきましょう。例えば、深呼吸をする、数を数える、窓を開けて風に当たるなど、イライラを逃がしましょう。

時間がない、疲れているなど、イライラを起こしている元の原因に向き合い、可能なら軽減しておくことも大切です。

3 一人で抱え込まない

- 自分一人ではどうにもならないことも、周囲の力を借りると解決をすることがあります。子育ての悩み等を一人で抱え込んでしまうことで、子どもに対して感情的になり、叩いたり怒鳴ったりすることにつながってしまう可能性があります。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口にご連絡ください。
- また、周囲の親族や地域住民、NPO、保育等の子育ての支援者、医療・福祉・教育現場等で子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者が一人で抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携をして、社会全体で支えていくことが必要です。

【コラム】: こんなときどうする ～具体的な工夫の例～

○ 出かける時間になっても支度をしない

「早く支度しなさい」 ⇒ 「出かける時間だね。そろそろこの服に着替えよう」

(着替えられたら) 「自分でちゃんと着替えられたね。じゃあ、次はカバンをもってきてください」

「支度」とひとくくりにしてしまうと、何からやっていいかわからないことがあります。やることを区切って、やりやすいことから具体的に伝えましょう。また、できたことに注目してそれを伝える（できれば、「自分で頑張って着替えられたね」と具体的にほめる）ことも有効です。

○ 「イヤだ」を連発して言うことを聞いてくれない

「座りなさい」 ⇒ 「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

子どもにも意思があるので、指示されてばかりだと、反発したくなることもあります。特に、自分でやりたい、という自我が芽生える幼児期は、子どもが選べるように複数の選択肢を提示して、子どもの意思を尊重するのも1つの方法です。

○ よく忘れ物をしてしまう

「なんで忘れ物するの」 ⇒ 「忘れ物を減らす方法を一緒に考えよう」

望ましくない行動がある時に、それを批判するのではなく、その行動に関係しそうなことがらを変えてみることもできます。例えば、大事な持ち物は、「玄関の真ん中に目立つように置いておく」などの工夫があります。

また、子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることで、大人がイライラすることも減るかもしれません。

V おわりに

- 令和2年4月に児童福祉法等の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されます。しかし、法律で体罰が禁止されたからといって、すぐに体罰のない社会が実現できる訳ではありません。
- 世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。法律が変わったことはゴールではなく、これから、一人ひとりが意識して社会全体で取り組んでいく必要があります^{ix}。
- 子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が子育てで孤立しないように、社会全体で子育てを行っていく必要があります。このとりまとめが、体罰等のない社会の実現の一助となることを願っています。

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 大日向 雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授

○：座長

<文末脚注>

ⁱ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（傍線部分が令和元年改正法による改正部分）

（親権の行使に関する配慮等）

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

ⁱⁱ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

第 820 条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

※ 監護・教育は子どもが一人前の社会人に育成されるためのものであり、監護は主として肉体的育成を図ることを意味するのに対し、教育とは精神的発達を図ることを意味する、と説明されることがある。（参照：『新基本法コンメンタール 親族』（松川正毅・窪田充見 編）2019）

ⁱⁱⁱ 国連児童の権利委員会においては、「どんなに軽いものであっても、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」と定義されており、具体例として「手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩く、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりする、引っかく、つねる、かむ、髪を引っ張ったり耳を打ったりする、子どもを不快な姿勢のままにさせる、薬物等で倦怠感をもよおさせる、やけどさせる、または強制的に口に物を入れる（たとえば子どもの口を石鹼で洗ったり、辛い香辛料を飲み込むよう強制したりすること）など」が示されている。

^{iv} 児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）

第 5 条 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第 29 条（抄）

1 締約国は、子どもの教育が次の目的で行われることに同意する。

-
- (a) 子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること。
 - (b) 人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること。
 - (d) すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること。

v 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第 16 条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

vi 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

vii 児童の権利に関する条約

第 3 条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、

裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

viii 児童の権利に関する条約

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

ix 国連児童の権利委員会の一般的意見において、「体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である。」とされている。

児童の権利に関する条約

第42条 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。